

鳥取県告示第696号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第2項の規定による移動等の禁止に係る区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第6条第1項の規定により告示する。

平成22年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する区域

別図のとおり

（「別図」は省略し、その図面を鳥取県農林水産部畜産課及び西部総合事務所県民局に備え置いて縦覧に供する。）

2 指定する家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品

3 指定に係る期間

平成22年11月30日から当分の間

4 指定する目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため